



平成 29 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 ウェルス・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役 兼 社長執行役員 千野 和俊
(コード番号：3772 東証第二部)
問合せ先 総 務 部 長 甲良 親弘
(電話番号 03-6229-2129)

業績連動交付型の譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績連動交付型の譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入する方針について決議し、本制度に関する議案を平成29年6月開催予定の当社株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することとしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の業務執行取締役、執行役員及びグループ執行役員（以下、これらの者をあわせて「対象役員」といいます。）に対して、取締役と株主との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築するために、業績連動交付型の譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象役員のうち当社の取締役に対して譲渡制限株式の交付のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、平成11年12月6日開催の創立総会において、当社の取締役の報酬額は、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とのご承認をいただいておりますが、本株主総会では、かかる報酬枠とは別枠で、対象役員のうち当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度は、対象役員に対し、原則として事業年度毎に、前事業年度の経常利益の一定割合を原資として、各対象役員の経常利益への貢献度に応じて、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象役員に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、本制度により当社の普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲で、取締役会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式の割り

当てを受ける対象役員との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。譲渡制限付株式割当契約では、対象役員は、割り当てを受けた譲渡制限付株式について、一定期間の譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならないことが定められます。

本制度においては、かかる譲渡制限は、継続勤務を条件として、譲渡制限期間が満了した時点で解除するものとし、一定の事由が生じた場合には、無償で当社が譲渡制限付株式を取得する仕組みといたします。

その他の本制度の運用に関する事項については、取締役会において決定いたします。

以上